

白川町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月10日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町規則第20号

白川町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

白川町子ども・子育て支援法施行細則（平成27年白川町規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第17号及び様式第18号を次のように改める。

様式第17号（第17条関係） 【別記1 参照】

様式第18号（第17条関係） 【別記2 参照】

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

【別記 1】

様式第 17 号（第 17 条関係）

施設等利用費請求金額内訳書

【 年 月分】

※施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入

No.	生年月日	(フリガナ) 認定子どもの氏名	認可外保育施設の契約形態・ 契約している利用料 ※1	月途中の入退園 し及び月途中入園(退園)日を記入	月額利用料(a)		月額上限額(b) ※2	
					請求額(aとbを比較して小さい方)			
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	円 ☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	円 ☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	円 ☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	円 ☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	円 ☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	円 ☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	円 ☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	円 ☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	円 ☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	円	

※1 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※2 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円×転出日までの日数÷その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

請求日 年 月 日

白川町長 様

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分】

私は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが白川町に居住していることを白川町が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを白川町が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を白川町が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を白川町が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄 (※1)	生年月日	年 月 日
氏 名			現住所	電話:

※1 償還払いの振込先は申請者名義の口座です。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名		認定番号	
法第30条の4の認定種別		☐ 第2号 ☐ 第3号	
認定日～請求日の間の住所		☐ 請求者の現住所と同じ ☐ 年 月 日に転出	

3. 償還払いの振込先を記入してください。(※1)

金融機関名		預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	営業部	口座番号	
農協・信用組合	支店	フリガナ	
労金・()	出張所	口座名義	
ゆうちょ銀行	記号 — 番号	フリガナ	
	—	口座名義	

※1 償還払いの振込先は申請者名義の口座です。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を記入してください。(複数記入可)

①	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名				電話:
	契約している利用料(※2)		□月額	円 □日額	円 □時間額
②	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名				電話:
	契約している利用料(※2)		□月額	円 □日額	円 □時間額
③	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名				電話:
	契約している利用料(※2)		□月額	円 □日額	円 □時間額

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

<裏面も記入してください。>

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入してください。

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c)=(a)+(b)	月額上限額 (d) ※5	請求額 (c)と(d)を比較して小さい方
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
請求額合計					円

※3 上記で記入した利用料の合計額を施設・事業に支払ったことを証明する書類（施設からの領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書等）をすべて添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合の月額限度額は次のとおりとなります。
・途中で認定期間が終了する場合の限度額：40,300(45,700)円×認定終了日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合の限度額：40,300(45,700)円×認定開始日からの日数÷その月の日数